公益財団法人 千葉県動物保護管理協会職員給与規程

(趣旨)

第１条　この規程は、公益財団法人千葉県動物保護管理協会就業規則第１６条の規程に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第２条　職員の給与は給料及び諸手当とする。

２　諸手当は、局長手当、扶養手当、通勤手当、技能手当、主任手当、時間外勤務手当、特別手当とする。

(給与の額)

第３条　職員の給与は月給とし、職員の職責、年齢、能力、能率、経験、前歴、及び学歴を考慮して、理事長が定める。

２ 前条第２項に規定する特別手当は、別記１に基づき支給する。但し、中途採用の場合は、勤務日数を考慮して理事長が定める。

(臨時職員の給与)

第４条　臨時職員については、前条の規定にかかわらず理事長が定める。

(扶養手当)

第５条　扶養手当は、１人分のみの支給とし、月額８，０００円と定める。但し、所得税の計算では、実数を考慮する。

(通勤手当)

第６条　通勤手当は、概ね通勤距離に応じて理事長が定める。但し、上限を２万円とする。

(技能手当)

第７条　技能手当は、協会が必要とする特別の技能・技術を有する職員に対し、月額で支給する。

２　技能手当の該当技能は、個別に定め、月額３，０００円を支給する。

(主任手当)

第８条　主任手当は、該当する者を定め、月額２，０００円を支給する。

(給与の支給日)

第９条　職員の給与は毎月２１日に支給する。その日が休日に当たるときは順次繰り上げて支給する。

（給与の支給方法）
第１０条　給与は租税公課を控除し、現金または振替口座により支給する。

（委任）
第１１条　この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則
１　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
２　令和３年４月１日一部改正・・・別記１の改正
３　令和７年１１月１８日一部改正　令和７年１２月１日から施行する。
第２条に技能手当、主任手当を追加、第７条技能手当及び第８条主任手当を追加

別記１

支給月	基準日	支給日	支給割合
６月	６月１日	６月３０日	協会の経営状況等を考慮し、理事長が別に定める。
１２月	１２月１日	１２月１０日	

公益財団法人 千葉県動物保護管理協会役員及び評議員報酬等規程

第１条 公益財団法人千葉県動物保護管理協会定款第１６条及び第２８条に基づき支給する役員及び評議員の報酬等の範囲と金額は下記のとおりとする。

記

常勤理事　月額　　２３万円

但し、その者が事務局長を兼務する場合事務局長としての給与を支給し、報酬は支給しない。

理事　　日額　　実費旅費

監事　　日額　　実費旅費

評議員　　日額　　実費旅費

報酬は源泉徴収し、翌月上旬に口座振込みとする。

第２条 月の途中で役員の交替が生じた場合は、前任者及び後任者に対し当該月を着任月として日割り計算して報酬を支給する。

第３条 上記の報酬額については３年毎に評議員会で検討・承認を受けるものとし、変更のあった場合は次年度から施行する。

附　則

平成２５年４月１日　施行

平成２９年４月１日　一部改正

令和８年４月１日　一部改正